

# お知らせ

## ◇御注意ください◇

・本マニュアルの情報は随時更新していますが、特に「国の一覧表」から参照できる国別  
の情報については

必ずしも最新の内容ではない場合等があるので、当事者に訳文の提出等の作業を求  
めたり、嘱託を行ったりするに当たっては、御注意ください。

なお、送達条約に基づく送達の嘱託に必要な最新情報はHCCHホームページ(外部サイ  
ト、英語表記)において提供されていますので、

必要に応じて参照してください。

(<https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/authorities1/?cid=17>→国を選択)

・送達の嘱託において、領事送達の場合、受送達者は日本人のみを対象としている国も  
あります。

この場合、外国人に対しては領事送達をすることはできず、別のルートを選択する必要  
があります。

ルート選択においては、必ず「国の一覧表」で当該国の「ルートの選択基準」等をご確認く  
ださい。

(領事送達の「ルートの選択基準」として「日本人に対する送達の場合は原則として本  
ルート」とある場合は、

外国人に対して領事送達を行うことができませんので注意してください。)

※1 事務処理に当たっては、本マニュアルの他、平成25年3月付け民事裁判資料第252  
号「国際民事事件手続ハンドブック」により、条約等の内容をよくご確認ください。

※2 大使館、領事館又は外交官の個人住所等が送達場所となる事件については、外交  
特権等の概説等の内容をよくご確認ください。

※3 当サイトを頻繁に閲覧している場合、キャッシュ(過去に閲覧した際のデータ)が残っ  
ているために、お知らせ等に古い情報が表示されてしまうことがあります。当サイトを閲覧  
する際には各ページで「F5」ボタンを押下する等してデータをリロードし、最新の情報が表  
示されるようにしてください。なお、リロードを行っても最新の情報が反映されない場合  
は、以下の手順をお試しください。

① Internet Explorer画面上部のツールバーから「ツール(T)」→「インターネットオプショ  
ン(O)」を順次選択。「全般」タブの「閲覧の履歴」欄にある「削除」をクリック。

②【Windows Vista機の場合】…「お気に入りWebサイトデータを保持する(R)」のチェック  
を外し、「インターネット一時ファイル(T)」、「Cookie(O)」及び「履歴(H)」にチェックが入って  
いることを確認して「削除」をクリック。→「OK」をクリック。

【Windows 8.1 Pro機の場合】…「お気に入りWebサイトデータを保持する(R)」のチェック  
を外し、「インターネット一時ファイルおよびWebサイトのファイル(T)」、「クッキーとWebサ  
イトデータ(O)」及び「履歴(H)」にチェックが入っていることを確認して「削除」をクリック。→  
「OK」をクリック。

	調べの受託、外交特権等の各記載例を更新しました。 スペイン(送達の嘱託)、ブラジル連邦共和国(送達の嘱託)及び大韓民国(証拠調べの嘱託)について更新しました。
令和元年8月15日	ポルトガル共和国について更新しました。
令和元年6月3日	ブラジル連邦共和国について更新しました。
平成31年3月20日	事件数を更新しました。
平成31年2月13日	フィリピン共和国への領事送達に関する情報を更新しました。 送達の嘱託の概説(1)(領事送達)及び(7)(郵便による直送)を更新しました。
平成31年1月15日	アメリカ合衆国中央当局へ送達嘱託をする場合の送金事務を更新しました。
平成30年7月20日	イタリア共和国及び中華人民共和国(香港、マカオを除く。)の中央当局の情報を更新しました。
平成30年4月20日	国別の送達の嘱託手続の平均所要期間を更新しました。 送達の嘱託の概説((2)(中央当局の最新情報の確認方法等)及び(7)(郵便による直送))を更新しました。 事件数を更新しました。 アイスランド共和国が新規に掲載されました。 コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ベトナム社会主義共和国及びモンゴル国について更新しました。 中華人民共和国、中華人民共和国(香港)及び中華人民共和国(マカオ)について注を更新しました。
平成29年10月13日	ベトナム社会主義共和国について更新しました。 次に掲げる国の中の中央当局に一部変更がありましたので注意してください。 アルバニア共和国、イスラエル国、インド、エジプト・アラブ共和国、エストニア共和国、ポルトガル共和国、 ベリーズ、スペイン、スロベニア共和国、セントビンセント及びグレナディーン諸島、デンマーク王国、 ブルガリア共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国。 エストニア共和国について、ルートの「Ⅲ 作成すべき文書等」欄を改訂しました。
平成29年9月15日	ベルギー王国について更新しました。 次に掲げる国の中の中央当局欄の記載に一部変更がありましたので注意してください。 ルクセンブルク大公国、スイス連邦、スロバキア共和国、チェコ共和

国, ポーランド共和国, モルドバ共和国, ルーマニア。

記載例中, 地裁から最高裁宛及び最高裁から地裁宛の各様式から「印」の部分を消去しました。

平成29年7月19日

シンガポール共和国について更新しました。

※シンガポール共和国への送達の嘱託をする場合には, 必ず事前に国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。

モナコ公国について, 中央当局の名称及び所在地を更新しました。

ウクライナについて, 中央当局の所在地を更新しました。

平成29年5月23日

ギニア共和国が新規に掲載されました。

スリランカ民主社会主义共和国について, 中央当局の名称及び所在地を更新しました。

平成29年3月16日

インドについて, 大使・総領事の管轄区域を更新しました。

コロンビア共和国が送達条約に加盟したことに伴い, 国別表(送達の嘱託手続)を改訂しました。

国の一覧表にアゼルバイジャン共和国を追加しました(これに伴い, 旧ソヴィエト社会主义共和国連邦のページからアゼルバイジャン共和国を削除しました。)。

平成29年1月20日

トルコ共和国について, 中央当局の所在地を更新しました。

モルドバ共和国について, 必要とされる訳文の言語及び中央当局の所在地を更新しました。

平成29年1月5日

ドイツ連邦共和国について, 中央当局の名称等を更新しました。

インドネシア共和国への管轄裁判所送達について, 必要とされる訳文の言語を更新しました(英語による訳文の添付が不要になりました。)。

ベトナム社会主义共和国, コスタリカ共和国, コロンビア共和国, モンゴル国, 中華人民共和国(香港及びマカオを含む)について, 送達嘱託に関する国別一覧表に注を追記しました(これらの国に送達を嘱託する際には, 事前に最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。)。

平成28年7月11日

次に掲げる国の中の中央当局に一部変更がありましたので注意してください。

大韓民国について, 中央当局の所在地を更新しました。

カナダについて, 中央当局の名称, 所在地及び地域ごとに必要とされる訳文の言語を更新しました。

平成28年3月18日

次に掲げる国の中の中央当局に一部変更がありましたので注意してください。

イタリア共和国, クウェート国, クロアチア共和国, フランス共和国, メキシコ合衆国

ドイツ連邦共和国及びメキシコ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂しました。

シンガポール共和国について、Cルートの「I ルートの種類及び根拠」欄を改訂しました。

インドネシア共和国、コスタリカ共和国について、Cルートの「III 作成すべき文書等」欄を改訂しました。

インドネシア共和国、英國、オーストラリア連邦、カナダ、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国(香港、マカオを除く。)、中華人民共和国(香港)、ドイツ連邦共和国、フィリピン共和国について、Aルートの「V期間」欄を改訂しました。

アメリカ合衆国、英國、中華人民共和国(香港、マカオを除く。)、中華人民共和国(香港)について、Cルートの「V期間」欄を改訂しました。  
事件数を更新しました。

平成27年10月13日

送達の受託手続について、最高裁民事局長から地裁所長にあてた通知書の記載を変更しました。受送達者の住所などについては、要請書等添付の渉外民事係作成のメモ書きに記載しましたので、参考にしてください。

送達の嘱託、証拠調べの嘱託、送達の受託、証拠調べの受託及び外交特権等の概説等並びにQ & Aを改訂しました。

アメリカ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂しました。

インドネシア共和国、ペルー共和国及びボリビア多民族国について、Cルートの「III 作成すべき文書等」欄を改訂しました。

カンボジア王国について、Cルートの「I ルートの種類及び根拠」欄を改訂しました。

ノルウェー王国について、「VI中央当局」欄を改訂しました。

フィリピン共和国について、Cルートの「IV費用」欄を改訂しました。

平成27年4月3日

送達の嘱託の概説部分のうち(7)郵便による直送を改訂しました。

平成27年3月11日

ルワンダ共和国が新規に掲載されました。

次に掲げる国の中央当局に一部変更がありましたので注意してください。

アルメニア共和国、ギリシャ共和国、大韓民国、中華人民共和国(香港)、ポーランド共和国

アメリカ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂しました。

キプロス共和国について、Bルートの「IV費用」欄を改訂しました。

モンゴル国について、Cルートの「V期間」欄を改訂しました。

フィリピン共和国について、送達の嘱託における注意事項を国別表欄外に明記しました。

カナダについて、中央当局送達の費用が現在100カナダドルであるこ

- とを明記しました。
- 在ブラジル日本国大使館の翻訳料振込口座の変更に伴い、「送達の嘱託」の「記載例」中、VI-3の「翻訳料についての通知書」を変更しました。
- 事件数を訂正及び更新しました。
- 平成26年8月7日 パラオ共和国が新規に掲載されました。  
次に掲げる国の中の中央当局に一部変更がありましたので注意してください。  
アメリカ合衆国、インド、オーストラリア連邦、スイス連邦、スウェーデン王国、セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ  
ギリシャ共和国について、Bルートの「IV費用」欄を改訂しました。  
インドネシア共和国について、外国人に対する領事送達が可能か疑義が生じ、現在外務省に照会中です。外国人に対して領事送達を検討している場合は、事前に、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に相談してください。
- 平成26年2月28日 ブラジル連邦共和国について、Cルートの「III 作成すべき文書等」欄を改訂しました。  
事件数を更新しました。
- 平成25年8月22日 インドネシア共和国について、総領事の管轄区域を一部改訂しました。  
オーストラリア連邦について、Bルートの「IV費用」欄を改訂しました。  
カナダについて、「VII中央当局の名称及び所在地並びに地域ごとに必要とされる訳文の言語」欄のうち中央当局の名称及び所在地を改訂しました。  
ギリシャ共和国について、「VI中央当局」欄を改訂しました。
- 平成25年6月7日 パナマ共和国について、Cルートの「III 作成すべき文書等」欄を改訂しました。  
事件数を更新しました。
- 平成25年3月12日 アルメニア共和国及びモルドバ共和国が送達条約に加盟したことに伴い、国別表(送達の嘱託手続)を改訂しました。
- 平成25年2月4日 アラブ首長国連邦に対する送達嘱託手続において、添付する訳文の言語を英語からアラビア語に改訂しました。  
スロベニア共和国について、外国人に対する領事送達が不可能になったことに伴い、Aルート及びBルートを改訂しました。